

広島県日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画研修生 令和7（2025）年度派遣者募集要項

2025年3月

1 趣旨

外務省が行う「第52期日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画」に、グアナフアト州と友好提携を結んでいる広島県を代表して参加する研修生を募集する。

2 募集人数

1～2名

※広島県から推薦できる人数で、最終合格人数ではない。

3 派遣予定期間

令和7（2025）年8月中旬～令和8（2026）年7月下旬

4 募集コース

スペイン語・メキシコ文化コース

- ① 特定分野について専門性を有する者（大学生、大学院生、実務家、研究者等）が、自らの研究活動、実務に役立てる観点から、メキシコ国立自治大学（UNAM）の外国人のためのスペイン語コース（CEPE）にてスペイン語の習得を中心とした研修を行う。メキシコにおけるスペイン語能力判定試験において、一定の成績を修める者（注1）については、年度の後半は、科学人文技術イノベーション省（SECIHTI）に事前の申請を行い、許可が出れば、大学等にて専門分野の授業の履修やインターン等を行うことができる。
- ② メキシコ到着後、メキシコ国立自治大学（UNAM）の外国人のためのスペイン語コース（CEPE）にて実施されるスペイン語能力判定試験にてクラスレベルが決定されるが、希望する研修生は同試験をオンラインで事前に受けることが可能。ただし、同試験において一定のレベル（注1）に達すると判定される場合でも、研修当初、同大学のスペイン語コース（CEPE）にて語学研修を行う必要がある。
- ③ CEPE ではスペイン語の授業の他にメキシコ文化の授業やその他の授業・ワークショップを1～2コマを受講する必要がある。
- ④ 渡航までに基礎的なスペイン語を習得することが求められる。

専門コース

- ① 科学人文技術イノベーション省（SECIHTI）修士課程奨学金システム（SNP：Sistema Nacional de Posgrados）に登録されているメキシコの大学、大学院等の教育機関において、専門分野の授業を履修する。受入機関からの受入証明書は自ら取得すること。大学等における専門分野の授業履修に必要なスペイン語能力（注1）が求められる。
- ② メキシコ到着後、メキシコ国立自治大学（UNAM）の外国人のためのスペイン語コース（CEPE）にて実施されるスペイン語能力判定試験を受ける必要がある。ただし、希望する研修生は同試験をオンラインで事前に受けることが可能。同試験において一定のレベル（注1）に達していないと判定される場合は、研修当初、同大学のスペイン語コース

(CEPE) にて語学研修を行う。

- ③ 大学等における専攻・研究分野：文系、理系のあらゆる分野を対象とする（ただし、授業の履修にあたっては、両国の戦略的グローバルパートナーシップの強化に資する分野を専攻することが推奨される。

（参考）

21 世紀における戦略的グローバルパートナーシップ及び経済成長促進に関する日本・メキシコ共同声明（2010 年 2 月発表）

- ④ 本研修終了後、SNP に登録されているメキシコの大学院において正規の修士課程コースの履修を希望する者については、以下の条件を満たしていれば引き続き SECIHTI から奨学金を得て、修士課程コースを履修することができる（最大 2 年間）。この場合、SECIHTI の修士課程奨学金プログラムに申請する必要がある。
- ・本研修計画で一定の語学力（注 1）を取得していること。
 - ・履修を希望する大学院等から正規修士課程への受入れ許可を得ていること。
 - ・帰国のための航空賃は自己負担。
- ⑤ 大学院等の研究機関で研修を行う場合、各自にて希望研修先の指導教官からの受入同意を得たうえで受入許可証を入手し、外務省中南米局中米カリブ課まで提出する必要がある。

両コース共通

- ① 研修生はメキシコ到着後、在メキシコ日本国大使館及び SECIHTI によるオリエンテーションに参加すること。
- ② 研修生はメキシコ到着後、各自にて奨学制度の開始手続き、奨学金の申請、メキシコで開設する銀行口座の登録等を行う。
- ③ 研修期間中、全ての研修生は、SECIHTI に対し、定期的（3 ヶ月毎）に研修活動報告書を提出し、各受講コースにおいて良好な成績を修めることが求められる。各研修生がメキシコで所属する教育機関の規則に遵守しない場合は、SECIHTI の決定により奨学金の停止もあり得るので注意すること。
- ④ 受講申請した全ての授業を最後まで全うし、奨学生としての責任を果たす事が求められる。
- ⑤ 研修に関する詳細（奨学生の義務など）については SECIHTI 奨学金規則（スペイン語）（別紙 1）及び「誓約書」（スペイン語（別紙 2）／仮訳（別紙 3））を参照すること。なお、誓約書はメキシコと交互に提出する。（出願時の提出は不要）
- （注 1）メキシコ国立自治大学（UNAM）外国人のためのスペイン語コース（CEPE）中級（Intermedio 2 修了レベル相当）以上

5 メキシコ政府による給付内容（両コース共通）（注 2）

- （1）滞在費：毎月、月額 14,852.39 ペソ（参考：1 ペソ＝約 7.3 円換算で約 10 万 8 千円）を支給。
- （2）授業料：入学金、授業料を支給。ただし対象となるコースは本奨学金プログラムに合致し、SECIHTI が許可したコースのみが対象。上限額は学期あたり 8,000 ペソ（オンラインコースは対象外）。学期毎の教材費、試験、学生証発行等の追加費用は、自己負担。
- （3）医療保険：メキシコ政府が原則として負担する公務員保険・社会サービス庁（ISSSTE）に加入。ただし、適用は ISSSTE 病院のみ。民間病院での診療を受ける場合は、別途

海外旅行保険への加入（自己負担）を推奨。

- (4) 渡航費：東京-メキシコシティ間のエコノミークラス往復航空券を支給（一往復のみ）。なお、航空券の決定は SECIHTI が行い、購入時は研修生の立替払いとなる点に注意。研修生はメキシコ到着後、SECIHTI に対し、同期間の指示に基づき請求手続きを行う、SECIHTI は同手続きが完了した翌月に、研修生がメキシコで開設する銀行口座に振込を行う。メキシコシティ以外の大学又は教育機関で研修を行う場合、SECIHTI は、学期開始時と終了時の国内往復券または陸上交通費を負担する（一往復のみ）。ただし、メキシコシティ以外での研修は専門コースのみに限られ、（スペイン語・メキシコ文化コースは不可）、交通費は立替払いとなる。
- (5) 住居の選定：家賃は支給される滞在費から支払う。メキシコ到着後、研修生自身で住居の選定、契約を行う。メキシコ人の家庭でのホームステイ、または、メキシコ人とアパートシェアが推奨される。

（注2）支給額他、待遇については毎年メキシコ政府による見直しの上改訂される。

6 インターンシップ制度

上記コースの受講者のうち、下記の条件を満たす希望者は、メキシコの公的機関、研究機関及び企業等において、一定期間（1ヶ月～6ヶ月程度）のインターンシップの実施を認められる。

- (1) 一定のスペイン語力（注1）を有すること
- (2) インターン先での明確な研修計画を有していること
- (3) 受入機関からの受入証明書を自ら取得すること
- (4) 上記（1）から（3）までの条件を満たした上で、SECIHTI の許可を得ること。なお、インターンシップを行う場合であっても、受入れ団体から給与等の手当を受け取ってはならない。

7 応募資格（両コース共通）（注3）（注4）

- (1) 広島県在住者または通勤通学する者で日本国籍を有する者
- (2) 心身ともに健康な者
- (3) 4年制大学又は大学院の在学者（渡航時に大学3年生以上であること）、卒業者、または学位取得同等の学歴もしくは十分な職務経験を有する者
- (4) メキシコに単身で渡航できる者
- (5) 次のスペイン語能力を有する者

スペイン語・メキシコ文化コース：基礎的なスペイン語力

（現地の講義はスペイン語で実施するため）

専門コース：大学等における専門分野の授業受講に必要なスペイン語能力（注1）

- (注3) 過去に本計画（日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画 長期コース（旧称：日墨交流計画））に参加した者は、団体推薦枠または一般公募枠での参加の如何を問わず応募できない。

- (注4) 外務省が直接募集する同事業（日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画）との併願は認められない。

8 応募書類及び応募締切等

(1) 応募書類

① 応募者（本人）

別記「出願書類一覧」による。

② 推薦者（学校、企業等）

- ・ 団体推薦書フォーマット（別紙4）
- ・ 団体募集・選考状況報告フォーマット（別紙5）

(2) 応募方法

- ・ 簡易書留または持参すること。
- ・ 募集時に、所属先での選考実施及び選考結果の提出が必要です。
(学生は必須、学生以外は可能であれば所属先で選考を実施してもらって下さい。)
- ・ 「(1) 応募書類 ② 推薦者（学校、企業等）」の書類は、応募者本人ではなく、推薦者が直接広島県に提出して下さい。
- ・ 「(1) 応募書類 ① 応募者（本人）」の書類は、「(1) 応募書類 ② 推薦者（学校、企業等）」とまとめて、推薦者が広島県に直接提出することも可能です。

(3) 応募締切

令和7（2025）年4月18日（金）17時必着

(4) 提出先

広島県地域政策局国際課国際交流グループ

（〒730-8511 広島市中区基町10-52）（広島県庁南館2階）

9 選考

(1) 選考方法

提出書類及び面接により、外務省に推薦する者を決定

(2) 面接の方法

応募者に対し、個人面接を行う。

(3) 面接の時期

令和7（2025）年4月25日（金）

※日時・場所等の詳細は、募集締め切り後、各応募者あてに連絡する。

10 広島県からの推薦者に係る注意事項

(1) 広島県から推薦された方は、さらに日本政府による選考の上メキシコ政府に推薦される。本県からの被推薦者が最終合格者ではない。

(2) 広島県への誓約書への署名

渡航後に SECIHTI へ提出する誓約書の他に、研修生は渡航前に自己責任の原則を定めた誓約書に署名するものとする。

留学中のトラブル・事故等について、広島県は一切の責任を負わない。

(3) 研修の中止

広島県代表としてふさわしくない言動(※)が見られた場合は、SECIHTI の研修中止の規定に満たない場合でも、研修の中止を本県から外務省へ申し出る。また、その場合は、奨学金、渡航経費等を研修生本人が全額返還することとする。

(ふさわしくない言動)

- ・ 正当な理由なく、授業を長期間欠席した場合
 - ・ 毎月広島県へ提出するレポート及び授業の出席状況の提出が、正当な理由なく1か月以上遅れた場合
 - ・ 広島県、在メキシコ日本大使館、メキシコ広島県人会等からの連絡に、正当な理由なく応答しない場合
 - ・ その他、広島県代表としての自覚が認められないような言動をとった場合
- (4) 海外旅行保険への加入
研修生は、各自で海外旅行保険に加入し、写しを広島県に提出することとする。
なお、海外旅行保険の費用は自己負担である。
- (5) 留学の準備について
研修生として決定された方は、ビザの申請や現地情報の入手等は御自身の責任で行う。
- (6) 出願・選考・通知等の流れ（予定）

時期	内容
令和7年4月18日(金)必着	応募締切
令和7年4月25日(金)	面接
令和7年5月2日(金)まで	県による被推薦者の決定
令和7年6月頃	日本政府による合格者の決定
令和7年6～7月	メキシコ政府による正式な受入決定

- (7) グアナファト州での交流事業への参加及び研修報告等について
- ① 研修期間中に現地レポート及び授業の出席状況を1か月に1回、広島県に提出するとともに、研修終了時に研修終了報告書を提出することとする。
 - ② また、研修期間中に、グアナファト州で実施予定の交流事業（3日間程度）に参加し、その参加報告書を提出することとする。
 - ③ 提出していただく報告書は、氏名とともに、広島県のホームページへ掲載する予定である。
 - ④ 研修生として決定された方には、広島県内で行われる国際交流事業への参加等、協力を依頼することがある。

11 渡航前説明会

メキシコへの渡航1ヶ月前を目途に、渡航及び研修にあたっての重要事項に関する、渡航前説明会を東京において開催する予定であり、合格した研修生は必ず参加することが求められる。

12 留意事項

- (1) 本研修計画は、奨学生の自主的な参加が求められており、SECIHTI や在メキシコ日本国大使館はあくまでも側面的な支援を行うという点を十分理解し、明確な目的意識を持って主体的に参加する必要がある。
- (2) 研修に関する詳細（奨学生の義務など）については「誓約書」を参照すること。
- (3) 本研修計画では、外務省を通じた募集も行っているが、併願は不可。（他コースとの併願も不可。）
- (4) 本募集要項に記載されている諸要件（受入機関、派遣期間、待遇等）については、今後変更もあり得る。

- (5) 不可抗力の事例で在メキシコ日本国大使館が事前承認した場合を除き、研修期間中の日本への帰国及びメキシコ国外渡航は原則として認められない。
- (6) 安全で有意義な留学のため、この奨学金に応募する者は、各自で必ず事前に留学先の治安状況等の安全情報をはじめとする留学に関する情報を収集すること。なお、情報収集にあたっては、公的な留学情報機関である「日本学生支援機構」のウェブサイトや海外でのトラブル防止に役立つ世界各国の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」を活用すること。また、渡航前であっても「海外安全ホームページ」から「たびレジ」を登録することにより、現地の情報を受け取ることも可能。
- (7) 月額滞在費を超える範囲でのメキシコにおける諸雑費(国際通話料、国内旅行費など)、東京にて開催される渡航前説明会、在日メキシコ大使館におけるメキシコ査証申請・取得及び渡航当日の成田空港までの交通費等、上記5に明記されていない部分については自己負担となる点に留意すること。
- (8) 研修後、全ての研修生は外務省中南米局中米カリブ課への研修報告書の提出が義務づけられる。
- (9) 本研修計画に関する問い合わせ(応募資格等に関する問い合わせを含む)は外務省中南米局中米カリブ課(担当:メキシコ班 TEL:03-3580-3311 内線2494、e-mail:nichiboku@mofa.go.jp)に対して行うこと。

【参考】

独立行政法人 日本学生支援機構 海外留学支援サイト : <http://ryugaku.jasso.go.jp/>
海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp/>